

長野原町告示第 170 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

平成 23 年 12 月 5 日

長野原町長 市山 欣也

変 更 調 書

大 字	字	地 番
川原湯	下打越	478-4、478-5、478-6、

上記区域を大字川原湯字金花山に変更する。

大 字	字	地 番
川原湯	金花山	454-104、454-105

上記区域を大字川原湯字下打越に変更する。

変 更 理 由 書

ハッ場ダム代替地造成に伴い、分譲画地が複数の字にまたがる区画が生じていることから、これを整理するため、字の区域を変更するものである。